

❖ 教職課程(2023年度入学者)

経済学部で中学校及び高等学校の教員を志望する人のために、以下に示す教職課程が設けられています。専攻の専門教育科目など卒業に要する単位を修得するとともに、教育職員免許法及び同施行規則に定められている免許状取得に必要な単位を修得した人は、教員免許状を取得できます。また、佛教大学又は聖徳大学の通信教育課程を併修することにより、小学校教諭免許状を取得することも可能です。ただし、計画的に履修しないと教育実習の履修資格を得られず、免許状授与の要件を満たすことができなくなりますので、注意してください。

1. 取得できる免許状の種類及び教科

学科	免許状の種類・教科	
	中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状
経済学科	社 会	地理歴史 公民 商 業

教職課程に関する相談

教職課程の履修相談及び教員免許状取得に関する質問等がある場合は、教職課程教育センターへ来室してください。

教職に関する資料

教職課程教育センターの書架に、教員採用試験問題集、中学校及び高等学校の教科書等を置いてあります(貸出可)。また、図書館の資格・就職コーナー、雑誌コーナーにも教職に関する資料(教科書は除く)があります。積極的に活用してください。

教職課程に関する掲示

教職課程に関する重要なお知らせは、電子掲示板POSTに掲出します。**必ず1日に1回は確認するようにしてください。**

2. 免許状取得に必要な基礎資格と最低修得単位数

必要な基礎資格		学士の学位を有すること (学部の履修規定をよく読んで) 卒業要件単位数を満たすこと	
必要な区分 (法定単位)		本学における最低修得単位数	
第6条の6に定める科目	日本国憲法(2)	各免許状共通	2
	体 育(2)		3
	外 国 語 コミュニケーション(2)		2
	数理、データ活用及び 人工知能に関する科目 又は情報機器の操作(2)		2
教育の基礎的理解に関する科目等 (中学校27) (高校23)		中学校社会	33
		高校 { 地理歴史 公民 商業	29
教科及び教科の指導法に関する科目 (中学校28) (高校24) *取得希望校種・教科ごとに修得すること		中学校社会	28
		高校 { 地理歴史 公民 商業	24
大学が独自に設定する科目 (中学校4) (高校12) *取得希望校種・教科ごとに修得すること		中学校社会	0
		高校 { 地理歴史 公民 商業	6

() 内に示す単位数は、教育職員免許法に定める単位数であり、本学では上記「本学における最低修得単位数」をすべて修得しなければ、卒業と同時に免許状を取得することはできません。

❖ 教職課程(2023年度入学者)

3. 必要な区分の詳細

- (1) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目
 [日本国憲法・体育・外国語コミュニケーション・数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作]

免許法施行規則に定める科目区分		本学における開設授業科目等	
科目	単位数	授業科目(単位数)	最低修得単位数
日本国憲法	2	日本国憲法(2)	2単位 必修
体育	2	健康科学講義(2) 健康科学実習(1)	3単位 必修
外国語 コミュニケーション	2	基礎英語(コミュニケーション)Ⅰ(1) 基礎英語(コミュニケーション)Ⅱ(1) 基礎英語(コミュニケーション)Ⅲ(1) 基礎英語(コミュニケーション)Ⅳ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅰ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅱ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅲ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅳ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅰ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅱ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅲ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅳ(1) 上級英語(プレゼンテーション)Ⅰ(1) 上級英語(プレゼンテーション)Ⅱ(1) 上級英語(ディスカッション)Ⅰ(1) 上級英語(ディスカッション)Ⅱ(1) 上級英語PLUS(S&W)Ⅰ(1) 上級英語PLUS(S&W)Ⅱ(1)	2単位 選択必修
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	2	データ・AIと社会(2)	2単位 必修
		—	—

注意事項

1. 3年次末までに全科目区分で最低修得単位数を修得しなければ、4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することができません。

❖ 教職課程(2023年度入学者)

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等			
教育の基礎的理解に関する科目等	単位数		授業科目(単位数)	最低修得単位数		備考
	中学校	高校		中学校	高校	
教育の基礎的理解に関する科目	10	10	教育原論(2) 教育人間学(2)	2単位 選択必修		3年次末までに修得すること
			教職論(2)	2単位 必修		3年次末までに修得すること
			教育社会学(2)	2単位 必修		
			教育法規・教育行財政(2) 学級・学校経営の理論と方法(2)	選択		
			教育心理学(2) 発達心理学(2)	4単位 必修		3年次末までにいずれか1科目を修得すること
			特別支援教育論(2)	2単位 必修		3年次末までに修得すること (注2)
教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)			教育課程論(2)	2単位 必修		
道徳、生徒指導、総合的な学習の時間等の指導法及び教育相談等に関する科目	10	8	道徳教育論(2)	2単位 必修	—	
			総合的な学習(探究)の時間の指導法	2単位 必修		
			特別活動の指導法	2単位 必修		
			教育の方法及び技術	2単位 選択必修		
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
			生徒指導の理論及び方法	2単位 必修		3年次末までに修得すること
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	2単位 必修		3年次末までに修得すること
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			教育相談の基礎と方法(2)	2単位 必修		
教育実践に関する科目	5	3	教育実習事前指導(1)	1単位 必修		3年次末までに修得すること
			教育実習	4単位 必修	2単位 必修	
			教職実践演習	2単位 必修		
最低修得単位数			合計	33	29	

❖ 教職課程(2023年度入学者)

注意事項

1. 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、全校種・教科の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。
2. 中学校教諭免許状を取得する場合、2年次末までに「特別支援教育論(2)」を修得しなければ、3年次に介護等体験を実施することができません。高等学校教諭免許状のみを取得する場合は、3年次末までに当該科目を修得してください。
3. 中学校教諭免許状と高等学校教諭免許状の両方を取得希望の場合は、「教育実習Ⅰ(4)」を履修しなければなりません。「教育実習Ⅰ(4)」を修得することで、高等学校教諭免許状取得に必要な単位に振り替えます。
4. 商業の免許状のみを取得希望の場合は、商業での教育実習先の確保が困難な状況にあるため、他の教科の免許状も併せて取得し、その教科で教育実習を行ってください。ただし、各自で教育実習先を確保できる場合は、商業のみの免許状取得も可能です。

■ 教職課程(2023年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校社会》						
施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等			
科目区分	各教科に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目(単位数)	最低修得単位数	選択科目(単位数)	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	1単位以上	日本史概論(2) 東洋史概論(2) 西洋史概論(2)	6単位必修	経済史入門A(2) 経済史入門B(2) 日本経済史A(2) 日本経済史B(2) 西洋経済史A(2) 西洋経済史B(2)
		地理学(地誌を含む。)	1単位以上	人文地理学原論(2) 自然地理学原論(2)	4単位必修	人文地理学応用(2) 自然地理学応用(2) 地誌学(2) 都市経済論A(2) 都市経済論B(2) 環境経済学A(2) 環境経済学B(2) アメリカ経済論(2) アジア経済論(2) 中国経済論A(2) 中国経済論B(2)
		「法学、政治学」	1単位以上	政治学原論Ⅰ(2) 政治学原論Ⅱ(2) 政治学入門(2)	4単位 選択必修	
		「社会学、経済学」	1単位以上	経済学入門Ⅰ(2) 経済学入門Ⅱ(2)	4単位 必修	日本経済論A(2) 日本経済論B(2) 経済政策A(2) 経済政策B(2) 社会保障論(2) 財政学A(2) 財政学B(2) 金融論A(2) 金融論B(2)
		「哲学、倫理学、宗教学」	1単位以上	倫理学概論(2) 宗教学概論(2)	2単位 選択必修	
		教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小計				20
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		8単位以上	社会科教育法1・2(4) 社会科教育法3・4(4)	8単位 必修		
合計		28	合計	28		

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、中学校社会で教育実習を行う場合、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、中学校社会で教育実習を行う場合、3年次末までに「社会科教育法1・2(4)」または「社会科教育法3・4(4)」のいずれかを修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」を履修することはできません。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、中学校社会の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。
- 「倫理学概論(2)」は、経済学部専門教育科目を修得してください。現代社会学部専門教育科目の「倫理学概論(2)」を修得しても、教員免許状取得に必要な単位として充当できません。

■ 教職課程(2023年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> << 高校地理歴史 >> </div>						
施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等			
科目区分	各教科に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目(単位数)	最低修得単位数	選択科目(単位数)	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史	日本史概論(2)	2単位 必修	経済史入門A(2) 経済史入門B(2) 日本経済史A(2) 日本経済史B(2)	
			考古学入門(2) 考古学A(2) 考古学B(2)	4単位 選択必修		
		外国史	1単位以上	東洋史概論(2) 西洋史概論(2)	4単位 必修	西洋経済史A(2) 西洋経済史B(2)
		人文地理学・自然地理学	1単位以上	人文地理学原論(2) 人文地理学応用(2) 自然地理学原論(2) 自然地理学応用(2)	8単位 必修	都市経済論A(2) 都市経済論B(2) 環境経済学A(2) 環境経済学B(2) アメリカ経済論(2) アジア経済論(2) 中国経済論A(2) 中国経済論B(2)
		地誌	1単位以上	地誌学(2)	2単位 必修	
		教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小計			20	
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		4単位以上	地理歴史科教育法1・2(4) 地理歴史科教育法3・4(4)	4単位 選択必修		
合計		24	合計	24		

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、高校地理歴史で教育実習を行う場合、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「考古学入門(2)」は、文化学部専門教育科目を修得してください。共通教育科目の「考古学入門(2)」を修得しても、教員免許状取得に必要な単位として充当できません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、高校地理歴史で教育実習を行う場合、3年次末までに「地理歴史科教育法1・2(4)」または「地理歴史科教育法3・4(4)」のいずれかを修得していないと4年次に「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、高校地理歴史の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

■ 教職課程(2023年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《高校公民》				
施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等	
科目区分	各教科に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目(単位数)	最低修得単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	1 単位以上	政治学原論Ⅰ(2) 政治学原論Ⅱ(2) 政治学入門(2)	4 単位 選択必修
			国際政治学Ⅰ(2) 国際政治学Ⅱ(2)	2 単位 選択必修
	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	1 単位以上	経済学入門Ⅰ(2) 経済学入門Ⅱ(2)	4 単位 必修
			日本経済論A(2) 日本経済論B(2) 経済政策A(2) 経済政策B(2) 社会保障論(2) 財政学A(2) 財政学B(2) 金融論A(2) 金融論B(2)	6 単位 選択必修
			「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1 単位以上
教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小計			20	
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		4 単位以上	公民科教育法1・2(4) 公民科教育法3・4(4)	4 単位 選択必修
合計		24	合計	24

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、高校公民で教育実習を行う場合、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、高校公民で教育実習を行う場合、3年次末までに「公民科教育法1・2(4)」または「公民科教育法3・4(4)」のいずれかを修得していないと4年次に「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位は、高校公民の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。
- 「倫理学概論(2)」は、経済学部専門教育科目を修得してください。現代社会学部専門教育科目の「倫理学概論(2)」を修得しても、教員免許状取得に必要な単位として充当できません。

◆ 教職課程(2023年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等		
科目区分	各教科に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目(単位数)	最低修得単位数	選択科目(単位数)
教科及び教科の指導法に関する科目	商業の関係科目	1 単位以上	簿記原理A(2) 簿記原理B(2)	4 単位 必修	マクロ経済学A(2) マクロ経済学B(2) 統計学A(2) 統計学B(2) 国際金融論A(2) 国際金融論B(2) 貿易政策(2) 国際投資論(多国籍企業)(2) 経営学A(2) 経営学B(2) 開発経済学A(2) 開発経済学B(2)
			ファイナンス論A(2) ファイナンス論B(2) 国際経済学A(2) 国際経済学B(2) 企業経済論A(2) 企業経済論B(2) 中小企業論A(2) 中小企業論B(2)		
	職業指導	1 単位以上	職業指導1・2(4)	4 単位 必修	
	教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小計			20	
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	4 単位以上	商業科教育法1・2(4)	4 単位 必修	
合計		24	合計	24	

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、高校商業で教育実習を行う場合、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、高校商業で教育実習を行う場合、3年次末までに「商業科教育法1・2(4)」を修得していないと4年次に「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、高校商業の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2023年度入学者)

(4) 大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める 科目区分	単位数		本学における開設授業科目等			
	中学校	高校	免許状の 種類・教科	授業科目(単位数)	最低修得単位数	
					中学校	高校
大学が独自に設定する科目	4	12	高校 全教科	道徳教育論(2)	—	2単位 必修
			中学校 高校 全教科	学校インターンシップ(2) 教職ゼミナールⅠA(2) 教職ゼミナールⅠB(2) 教職ゼミナールⅡA(2) 教職ゼミナールⅡB(2) 教職ゼミナールⅢA(2)	選択	選択 必修
合計	4	12	合計		0	6

注意事項

- 最低修得単位数を超えた「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位及び選択科目の修得単位を、「大学が独自に設定する科目」に充当することができます。
- 中学校社会については、「教育の基礎的理解に関する科目等」で4単位以上の余剰が生じるため、免許状取得にあたり上表の「大学が独自に設定する科目」を修得しなくても満たすことができます。
- 高校地理歴史、公民及び商業については、「教育の基礎的理解に関する科目等」で6単位の余剰が生じるため、免許状取得にあたり必要な「大学が独自に設定する科目」の6単位は、上表の必修・選択必修科目を修得するか、他の科目区分の余剰単位及び選択科目の修得単位を充当することで満たすことができます。ただし、必修科目「道徳教育論(2)」は必ず修得しなければなりません。
- 高校の複数の免許状取得を希望する場合は、**教科ごとに最低修得単位数を満たす**必要があります。